

入 札 公 告

中野区が発注する工事請負契約について、一般競争入札を行うため、地方自治法施行令第167条の6の規定により下記のとおり公告する。

なお、この入札は参加資格に制限を設けるため、入札参加希望者は、この公告に定める手続きにより、あらかじめ入札参加資格を有することの確認を受けること。

令和8年9月24日

中野区長 酒井 直人

記

1 業 種	道路舗装工事
2 工事件名	道路補修工事（工事第08215号）
3 工事場所	鷺宮二丁目5番～8番先 外2路線
4 工事概要	工事概要 1 舗装工 2 路面排水工 3 安全施設工 4 下水道施設工 対象路線箇所 No.1路線 鷺宮二丁目5番～8番先 No.2路線 中野三丁目44番～42番先 No.3路線 江古田四丁目24番～17番先
5 工 期	2027年5月（土・日・祝及び休日を除く）【週休2日制確保工事】
6 契約の種類	総価契約
7 予定価格	事後公表
8 低入札価格調査制度	設ける。落札候補者の入札が調査基準価格未満のときは、落札者の決定を保留し、履行の可否を調査のうえ落札者を決定する。
9 混合入札の適用	対象とする。 本工事は、下記13の建設共同企業体による入札とするが、下記12の単体の参加も認める。
10 総合評価方式（特別簡易型）の適用	本工事は、企業の施工能力及び実績等関係資料の提出を受付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（特別簡易型）の適用工事とする。 （1）総合評価方式の仕組み 本工事は総合評価方式は、評価点（中野区総合評価方式実施要綱に基づき算定した点数）及び価格点（当該入札者の入札価格から算出した点数）をもって行う。なお、算定基準は別に示す。 本工事に建設共同企業体で入札に参加する場合は、評価項目ごとに各構成員の点数に出資比率を乗じたものの合計を当該建設共同企業体の評価点とする。 （2）評価方法及び落札者の決定方法 次の条件を満たす入札を行った者で、評価点及び価格点の合計点が最も高い者を落札者とする。

	ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格以上であるか、もしくは低入札価格調査の結果履行可能とされた価格であること。 イ 入札を辞退していないこと。 (3) 前号において、落札者となるべき評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。
11 入札参加資格要件 (単体・建設共同 企業体共通事項)	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。 (2) 中野区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱により中野区の競争入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと。 なお、契約締結日までの間に指名停止措置を受けた場合についても失格とする。 (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。 (4) 中野区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年中野区要綱第148号）に定める入札参加除外の措置の要件に該当していないこと。 (5) 一般競争入札参加資格確認結果通知書受領後、入札までに設計図書を受領（ダウンロード）していること。設計図面等の紙での貸し出しを行う案件では、指定の日時、場所で貸し出しを受けていること。 (6) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの電子入札サービス（以下「電子入札サービス」という。）において、道路舗装工事の業種で中野区の入札参加資格を有すること。 (7) 引き続き2年以上当該業種の営業に従事していること。
12 入札参加資格要件 (単体の要件)	(1) 公告日以前10年間に官公署、公団、会社等の法人より直接に請け負った道路舗装工事の一件の最高完成工事実績が四千五百万円以上であること。 ※「直接に」とは、元請け工事であることを指す。 (2) 今回発注工事において、建設業法に定める技術者（申請日以前に3箇月以上直接に雇用されている者に限る）を専任で配置することができること。 ただし、5000万円（入札日において施行されている建設業法施行令第2条で定める金額）以上を下請契約して工事を実施しようとする場合は、特定建設業の許可を受け、監理技術者（建設業法第27条の18に定める指定建設業監理技術者資格証の交付を受けた者）を専任で配置又は特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）を配置することができること。 (3) 本工事の入札において、下記13に該当する建設共同企業体の構成員になっていないこと。 (4) 中野区に本店を有するもの。
13 入札参加資格要件 (建設共同企業体 の要件)	(1) 下記14に該当する者2者で構成する建設共同企業体で、国土交通省が定める甲型建設共同企業体であること。 (2) 建設共同企業体は、自主結成方式とし、構成員は中野区内に本店を有する者のみとすること。 (3) 建設共同企業体の出資比率は、代表者である者は60パーセント以上、構成員については30パーセント以上であること。 (4) 代表者となる者は、特定建設業の許可を受けていること。 (5) 今回発注工事において、代表者となる者は監理技術者（建設業法第27条の18に定める指定建設業監理技術者資格証の交付を受けた者）を専任で配属又は特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）を配属することができること、他の構成員は主任技術者を専任で配属することができること。（いずれも申請日以前に3箇月以上直接に雇用されている者に限る。）

14 入札参加資格要件 (建設共同企業体の構成員の要件)	(1) 代表者たる構成員は、公告日以前10年間に官公署、公団、会社等の法人より直接に請け負った道路舗装工事の一件の最高完成工事実績が二千七百万円以上であること。 代表者でない構成員は、公告日以前10年間に官公署、公団、会社等の法人より直接に請け負った道路舗装工事の一件の最高完成工事実績が一千三百万円以上であること。 ※「直接に」とは、元請け工事であることを指す。 (2) 本工事の入札に単体で参加していないこと。また、本工事の入札における他の建設共同企業体の構成員になっていないこと。
15 特例監理技術者の配置	本工事は、特例監理技術者の配置を認める工事である。 なお、特例監理技術者の配置を希望する場合は、別添「監理技術者の専任義務の緩和について」に従い、「特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項①」及び「特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項②」を希望申請時に添付ファイルにより提出すること。
16 配置予定技術者の兼任 (工事現場)	本工事は、専任で配置する主任技術者又は監理技術者が他の工事現場と兼任できる工事である。 なお、他の工事現場と兼任を希望する場合は、所定の様式により希望申請時に添付ファイルにより提出すること。 ※様式は電子調達サービスの入札情報（お知らせ情報）に掲載。
17 配置予定技術者の兼任 (営業所)	本工事は、営業所の専任技術者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置できる工事である。 なお、営業所の専任技術者と兼任を希望する場合は、所定の様式により希望申請時に添付ファイルにより提出すること。 ※様式は電子調達サービスの入札情報（お知らせ情報）に掲載。
18 建設共同企業体協定書 及び委任状（紙）の提出	建設共同企業体で参加する場合は、添付の書式を用いて作成し、下記21の申込期間内に、中野区役所8階契約係まで持参すること。その際、電子調達サービスの受付票を提示すること。 ※協定書の作成に際して「解散の時期」は「請負契約の履行後6箇月を経過した後」とすること。 ※協定書は使用印の登録がある場合でも実印を押印し、袋綴じすること。 ※協定書、委任状の日付は全て一致させること。 ※協定書は3通を作成すること。
19 申込み方法	(1) 電子入札サービスにより、「一般競争入札参加資格確認申請書」に必要な資料を添付し、提出すること。 ※資料添付の際は、参照ボタンからファイルを参照した後、必ず追加ボタンを押すこと。 添付方法の詳細及び注意事項等については、「電子入札操作手順書（工事）」P2からP4を参照すること。 ※提出期限後における提出された資料等の内容変更、差替え、再提出は認めないため、提出時の資料については不足、齟齬がないよう、十分確認の上、送信すること。ただし、配置予定技術者の死亡等やむを得ない事由がある場合を除く。 (2) 建設共同企業体で参加する場合は、上記18の協定書を提出し、区の確認を受けた後、建設共同企業体の代表者が(1)の方法で申し込むこと。 ※電子入札サービスの建設共同企業体に関する機能（JV案件機能）は利用できないため、建設共同企業体で参加する場合は、建設共同企業体の代表者が申請する。これに伴い、電子入札サービスを利用する「一般競争入札参加資格確認結果通知書」、「落札決定通知書」等における宛先等は代表者名を当該建設共同企業体と読み替えるものとする。
20 必要な添付資料	【建設共同企業体の場合、添付資料は共同体の各構成員のものが必要】 【添付資料は申請書送信時に必ず添付すること】 (1) 評価点申告書【必須】

	評価点申告書（第1号様式）の必要項目をもれなく入力し、エクセル形式のまま添付すること。建設共同企業体で参加する場合、各構成員ごとに作成すること。 (2) 資格確認書等の写し（PDF形式）【必須】 配置予定技術者の雇用先及び勤続年数が確認できる資格確認書等の写しを添付すること。 (3) 資格証等の写し（PDF形式） 「配置予定技術者の保有資格」が1級または2級の場合は、その資格を確認できる資格者証等の写しを添付すること。建設共同企業体で参加する場合、代表者たる構成員については「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の写しを添付すること。 (4) 育児休業、介護休業制度が記載された就業規則の写し（PDF形式）【必要な場合あり】 「育児・介護休業制度の有無」が「有」の場合で、今年度まだ提出していない場合のみ。該当部分。社名の確認できるもの。 (5) その他【必要な場合あり】 (1)の記載内容のうち、電子入札サービスまたは、CORINSの登録により確認ができないものについては、中野区契約係に確認のうえ、必要な資料を添付する。 ※申請に要する費用は申請者の負担とする。 ※提出された資料は、入札以外の目的には使用しない。 (6) 「特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項①」及び「特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項②」【必要な場合あり】 特例監理技術者の配置を希望する場合は、必要事項を記載し、添付すること。また、「特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項②」に記載の必要資料も添付すること。
21 申込期間	公告の日から令和8年10月15日（木）午後5時まで
22 資格確認の通知	令和8年10月22日（木）午後5時までに電子入札サービスにより通知する。 なお、この入札に参加する資格がないとされた者について、説明を希望する場合は、中野区役所8階総務部契約係において説明を行う。
23 設計図書の配布	資格確認結果通知書の受領後、電子入札サービスの発注図書受領よりダウンロードすること。 ※資格確認結果通知書において、設計図面等の紙での貸し出しを行う旨記載がある場合は、指定の日時、場所で貸し出しを受け、入札後速やかに返却すること。
24 質問方法及び回答	(1) 質問の方法 令和8年10月30日（金）正午までに電子入札サービスにより行うこと。 ※期限後またはこの方法によらない質問は一切受け付けない。 ※質問登録は質問がある場合のみ行う。 ※質問登録は原則として添付ファイルを使用せず、直接入力する。 (2) 質問の回答 令和8年11月4日（水）午後2時までに電子入札サービスにより行う。
25 入札について	(1) 入札期間 資格確認結果通知書受領の日から、令和8年11月11日（水）午前9時30分まで（期限厳守） (2) 入札（開札）日時 令和8年11月11日（水）午前10時00分 (3) 入札（開札）場所 電子入札サービス (4) ア 入札方法 電子入札サービスによる。 イ 入札金額は、消費税相当額を含まない金額で表示すること。（契約の際に、落札額に消費税相当額を加算する。）

	ウ 入札書送信時には「総括積算内訳」（低入札価格調査マニュアル様式2）に社名、積算金額等を記載したものを必ず添付すること（再度入札時も同様に添付すること）。添付のない場合や記載内容の不備があった場合、当該入札者の入札を原則無効とする。 ※様式は電子調達サービスの入札情報（お知らせ情報）に掲載。 ※ 中野区低入札価格調査制度実施基準に基づく調査対象者となった者は、入札の翌日（休日の場合は次の開庁日）までに「低入札価格報告書」（低入札価格調査マニュアル様式1）を提出すること。 エ 開札後、評価点及び価格点算定結果に基づき落札者を決定し、開札日時以降に電子入札サービスにより通知する。通知を受けた者は同通知に記載する方法により、下記32に記載の「電子契約利用意向確認兼電子契約利用申出書」を速やかに提出すること。
26 無効の入札	次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。 (1) 入札参加資格がない者のした入札 (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札 (3) 入札書が入札締切日時までに、電子入札サービスのサーバーに到達していない入札 (4) 入札書に記名若しくは押印に相当する電磁的記録がない入札 (5) 画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札 (6) 必要な項目を入力せず又は不要な項目を入力した事項を含む入札 (7) 入札書にくじ番号の記入のないもの、くじ番号を訂正したもの、又はくじ番号の数字が不明なもの (8) 電子入札サービスの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札 (9) 設計図書を全て受領（ダウンロード）しない者のした入札（設計図面等の紙での貸し出しを行う案件においては、指定の日時、場所で貸し出しを受けなかった者のした入札を含む） (10) 入札時において「総括積算内訳」の添付のない入札、または「総括積算内訳」の記載内容に不備のある入札 (11) その他入札条件に違反したもの
27 入札保証金	入札参加者は、入札金額の100分の3以上の入札保証金を、入札前までに納付しなければならない。但し、次に掲げる場合については、入札保証金の納付を免除する。 (1) 入札参加者が、保険会社との間に中野区を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前にその保険証券を中野区に提出したとき。 (2) 資格確認結果通知時において、入札保証金の納付を要しないものとされたとき。
28 契約保証金	落札者は、本契約の締結までに契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。保証の方法は次の6項目のうちから落札者が選択するものとする。 但し資格確認結果通知時において、契約保証金の納付を要しないものとされたときについては免除する。 (1) 契約保証金の納付 (2) 有価証券等の提供 (3) 銀行、金融機関の保証 (4) 損害保険会社が取り扱う「履行保証保険」 (5) 損害保険会社が取り扱う「履行保証証券（履行ボンド）」 (6) 東日本建設業保証（株）が取り扱う前払金保証契約特約の「契約保証」

29 前払金、中間前払金	中野区契約事務規則の規定により対象となる場合は、所定の金額を支払う。
30 積算内訳書の提出	落札者は、積算内訳書を提出すること。
31 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知	落札者は、本工事において工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、所定の様式により中野区に通知すること。 ※様式は電子調達サービスの入札情報（お知らせ情報）に掲載。
32 その他	(1) 本公告に定めのない事項については、「中野区競争入札等参加者心得」に定めるところによる。 (2) 本件は立会人型電子契約サービスを利用可能な契約であり、落札者は開札日に「電子契約利用意向確認兼電子契約利用申出書」を提出すること。

【この公告についての問い合わせ】

中野区中野四丁目11番19号中野区役所8階
総務部 契約課 契約係
TEL 03-3228-8903
Eメール keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp

【電子入札操作手順等に関する問い合わせ】

e-Tokyoコールセンター
電話 0570-05-1090
祝祭日を除く月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時15分